

工事請負随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立十三市民病院

No.	案件名称	契約の種類	工事場所	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	備考
1	ガス吸収式冷温水機整備工事	給排水衛生 冷暖房工事	淀川区	川重冷熱工業(株)	6,990,000	平成26年5月9日		地方公営企業法施行令第21条第14 第1項2号	K6	
2	自動扉整備工事	建具工事	淀川区	ナブコドア(株)	4,752,000	平成26年5月9日		地方公営企業法施行令第21条第14 第1項2号	K6	
3	医療ガス設備整備工事	建築工事	淀川区	エフエスユニ(株)	2,808,000	平成26年5月19日		地方公営企業法施行令第21条第14 第1項2号	K6	
4	電気錠設備整備工事	電気工事	淀川区	ホーチキ(株)	3,002,400	平成26年8月1日		地方公営企業法施行令第21条第14 第1項2号	K6	
5	コージェネ発電設備ガスボイラ用膜脱 気装置整備工事	給排水衛生 冷暖房工事	淀川区	大阪ガス(株)	3,985,200	平成26年9月5日		地方公営企業法施行令第21条第14 第1項2号	K6	

上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

特名理由書

1 案件名称 ガス吸収式冷温水機整備工事

2 契約相手方 川重冷熱工業株式会社 西日本支社

3 随意契約理由

本設備は都市ガスを燃焼させて、冷房（冷水製造）及び暖房（温水製造）を行い、院内の系統別に冷水または温水を送ることにより空調機・ファンコイルの冷房・暖房機能をより効率的にする熱源である。

その熱交換器に経年劣化による異音が発生しており、液流れが悪い状態となっている。よって、本工事で性能回復と経済的・効率的運転を図り、熱交換器（高温用、低温用）及びフロート弁の交換を行うものである。

吸収式冷温水機はメーカー毎に設計・製作したシステムで制御方法と吸収液管理基準が異なっており、以下の理由により当該設備メーカー以外には整備が不可能である。

- (1) 制御方法と吸収液管理基準が異なる。
- (2) 吸収液の循環方式が異なる。
- (3) メーカー独自の技術的知識が必要。
- (4) メーカー独自開発の部品が取り付けられており、他社では代替部品の調達ができない。

以上から、本工事は設備の主要機構を交換するものであり、製作・据付した川重冷熱工業株式会社でしか知りえない技術と熟練を要するものである。また、交換後に専門的技術での試運転が必要であり、システム製造元であり、保守点検も行っている同社以外では施工する能力を有しないので、上記業者との特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

- (1) 地方公営企業法施行令第二十一条の十四第 1 項第二号に該当
- (2) 大阪市随意契約ガイドライン

「施工上の経験、知識を特に必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき」のうち、K6「既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施行させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事」に該当

5 担当部署

病院局十三市民病院管理課（施設担当） 電話：06-6150-8287

特名理由書

1 案件名称 自動扉整備工事

2 契約相手方 ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

今回、改修する自動扉は手術室、分娩室、X線室の大型自動扉であり、新築後約11年を経過し、各部の損傷が著しく、密閉度が必要な手術室空間を確保すること及びスムーズな開閉機能を取り戻すものである。

本設備はナブコ株式会社が設計製作、施工したものである。(ナブコドア株式会社は帝人製機との合併でナブテスコ株式会社の完全子会社となっている。)

改修にあたってはエンジンモータ他の部材の取付や試運転には製作会社が保有する独自の調整技術が必要である。

- 1) 押し込みの気密性を維持できる装置製作及び施工技術
- 2) センサーと端末器との試験調整には専用の試験器と独自技術が必要
- 3) 既設サイズのままでの改修ができる
- 4) また、改修後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある

以上のことから、他社での施工はできず、本改修工事ができる唯一の業者は、ナブコドア株式会社のみである。

4 根拠法令

(1) 地方公営企業法施行令第二十一条の十四第1項第二号に該当

(2) 大阪市随意契約ガイドライン

「施工上の経験、知識を特に必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき」のうち、K6「既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施行させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事」に該当

5 担当部署

病院局十三市民病院管理課(施設担当) 電話:06-6150-8287

特名理由書

- 1 案件名称 医療ガス設備整備工事
- 2 契約相手方 株式会社エフエスユニ大阪営業所

3 随意契約理由

本件は、十三市民病院の診察・処置室及び各病室に医療ガスを供給している供給源装置のポンプオーバーホール等を行うものである。

本工事を行うには製作者・設置者である株式会社セントラルユニ、または、同社から認定証を交付された同社のグループ会社である株式会社エフエスユニしか知りえない独自の製作条件に基づく整備マニュアルに沿う必要があるが、同マニュアルは社外秘となっており、他社では整備できない。また、整備後の保証は技術的に他社ではできず、また他社整備品にメーカー側は責任を持たない。

今回の主要部品の更新を行うには、システムの製作据付を行った株式会社セントラルユニしか知りえない技術情報が必要であり、その代理店として整備認定を受けており、なおかつ定期点検履歴及び院内の配管・使用状況等を知り尽くした株式会社エフエスユニ以外では施工する能力を有しない。

以上のことから、同社以外では施工する能力を有しないので、上記業者との特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

- (1) 地方公営企業法施行令第二十一条の十四第1項第二号に該当
- (2) 大阪市随意契約ガイドライン

「施工上の経験、知識を特に必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき」のうち、K6「既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施行させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事」に該当

5 担当部署

病院局十三市民病院管理課（施設担当） 電話：06-6150-8287

特名理由書

1 案件名称 電気錠設備整備工事

2 契約相手方 ホーチキ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

電気錠設備は4～8階各病棟別に、全病室のバルコニー側のドアについて、次の役割・機能を持つものである。

- (1) 施錠・解錠を器材室(師長室)に設けた電気錠制御盤にて、一斉または個別ドアごとに遠隔操作を行う。また、個別ドアごとの施錠・解錠の状態を電気錠制御盤に表示する。
- (2) 火災警報が発報し、当該階で火災発生の場合には、当該階の電気錠を一斉に開放し、患者の地上への避難経路を確保する。
- (3) 全館の停電が発生した場合でも付属電池容量がある限り(施錠・解錠操作が無ければ数日間)施錠を維持し、遠隔操作による解錠・施錠操作を可能とする。

今回の整備は、メーカーが推奨する5年ごとの定期部品交換であり、病棟別の受信機の内部部品を交換するものである。この交換作業には、

- (1) 使用する交換部品は既存機器の動作保障を確認したものであること。
- (2) 部品交換時には、仮設電源により設備をバックアップして行うこと。
- (3) 交換作業時に偶発的に発生した障害に対して即時性を持って対処できること。
- (4) 交換後の試運転調整にはメーカー独自の試験調整技術が必要であること。

以上の理由により当該設備メーカーである同社以外では施工する能力を有しないので、上記業者との特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

- (1) 地方公営企業法施行令第二十一条の十四第1項第二号に該当
- (2) 大阪市随意契約ガイドライン

「施工上の経験、知識を特に必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき」のうち、K6「既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事」に該当

5 担当部署

病院局十三市民病院管理課(施設担当) 電話:06-6150-8287

特名理由書

1 案件名称 コージェネ発電設備排ガスボイラ用膜脱気装置整備工事

2 契約相手方 大阪ガス株式会社

3 随意契約理由

この装置は、コージェネ発電機用エンジンに付属するボイラへの給水の水質を改善する（溶存酸素を減らす）役割である。ボイラ給水成分に酸素分が多いと、ボイラ本体内で不純物による腐食進行など、ボイラの寿命を短くする。

コージェネシステムは都市ガスを燃料として発電し、契約電力抑制、使用電力量の減少の他、高熱排気ガスにより専用ボイラを運転して蒸気を発生することによって、温水（暖房用及び給湯用）加湿（冬季のみ）を行う有効性がある。

当病院のコージェネシステムは大阪ガス株式会社が統括して開発、設計、製作、施工したものである。膜脱気装置はシステム全体の重要部分であり、運転調整には独自の技術が必要であり、本工事は他社ではできない。

以上のことから、同社以外では施工する能力を有しないので、上記業者との特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

(1) 地方公営企業法施行令第二十一条の十四第1項第二号に該当

(2) 大阪市随意契約ガイドライン

「施工上の経験、知識を特に必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき」のうち、K6「既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施行させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事」に該当

5 担当部署

病院局十三市民病院管理課（施設担当） 電話：06-6150-8287